

第2章 不当労働行為の審査

第1節 不当労働行為の審査の概況

1 取扱概況

(1) 取扱件数

令和3年中に取り扱った不当労働行為事件は449件で、このうち前年からの繰越事件が350件、新規係属事件が99件であった（資料〈統計表〉第22表）。

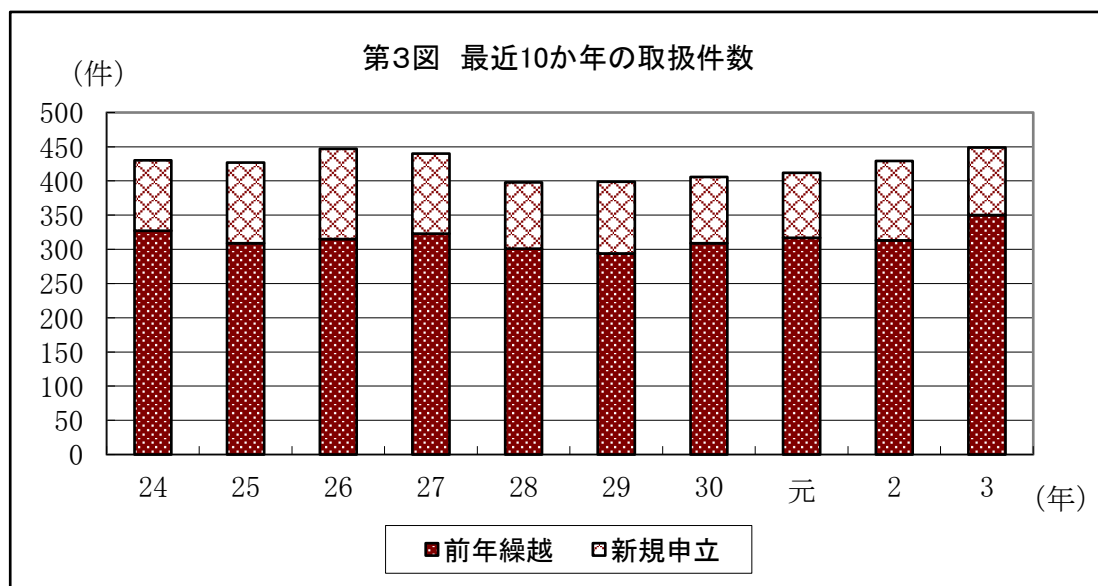
(2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は20件増加し、新規係属件数は17件減少した。

(3) 最近の取扱状況比較

最近10年間をみると、取扱件数は400件程度、新規係属件数は100件程度で推移している（第3図）。

なお、令和3年の新規係属事件99件のうち、合同労組関連事件数は70件で、70.7%を占めている。

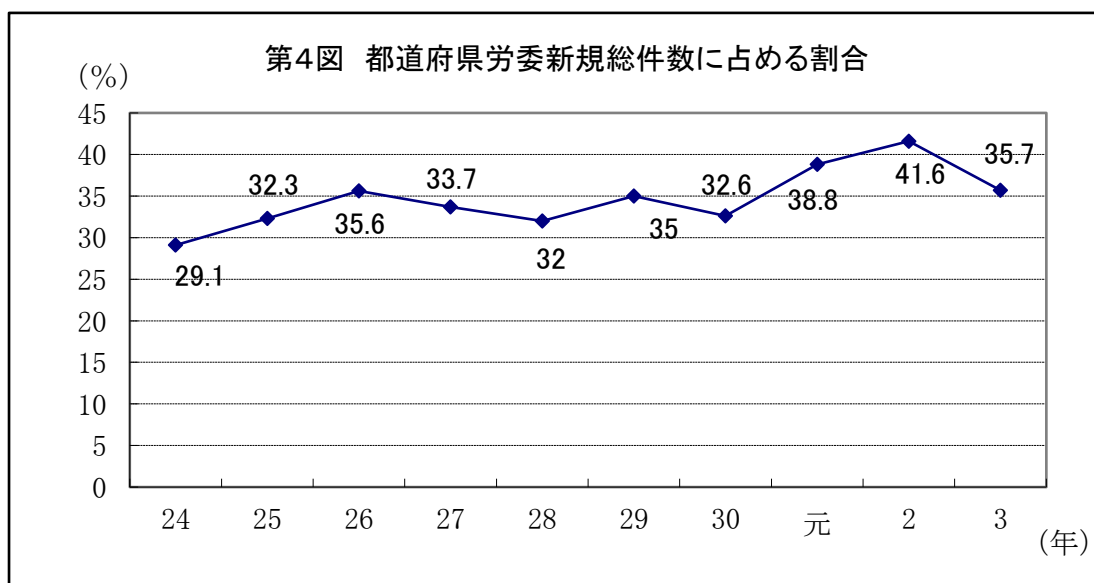


2 新規係属状況

(1) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和3年の全国都道府県労委の新規係属総件数は277件であった。

当委員会の新規係属件数99件を全国比で見ると、35.7%となっている（第4図、資料＜統計表＞第23表）。



(2) 申立人

ア 申立人別係属状況

申立人別では、「当該組合からの申立」が76件（76.8%）で最も多く、次いで「組合・上部組合」が18件（18.2%）となっている（資料＜統計表＞第24表）。

イ 加盟上部団体系統別係属状況

組合申立て98件の上部団体加盟の有無をみると、加盟しているものが78件（79.6%）、加盟していないものが20件（20.4%）となっている（資料＜統計表＞第28表）。

上部団体に加盟している組合を系統別にみると、連合系50件（51.0%）、全労連系13件（13.3%）、全労協系を含むその他15件（15.3%）となっている。（資料＜統計表＞第29表）。

(3) 別組合の併存状況

組合申立て98件について、同一企業内に併存する組合の有無を

みると、「有」23件（23.5%）、「無（不明を含む）」75件（76.5%）となっている（資料＜統計表＞第27表）。

(4) 被申立人

新規係属事件について、雇用契約の直接の当事者でない者が救済申立ての相手方とされている等の事情が窺われる事件がある。

関連会社を被申立人とする事件	5件
業務委託契約を締結した会社を被申立人とする事件	4件
親会社を被申立人とする事件	2件
派遣先の会社を被申立人とする事件	1件
出向先の会社を被申立人とする事件	1件
監督官庁を被申立人とする事件	1件

(5) 従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、「1000人以上」が25件（25.2%）で最も多く、次いで、「100～199人」が15件（15.2%）となっている。

従業員299人以下の中小企業に係る救済申立ては38件（38.4%）となっている（資料＜統計表＞第26表）。

(6) 産業別係属状況

産業別にみると、「運輸・郵便業」が14件（14.1%）と最多で、「医療・福祉」が13件（13.1%）と続いている（資料＜統計表＞第31表）。

(7) 労働組合法第7条該当号別係属状況

申立内容を労働組合法第7条の該当号別でみると、使用者の行為が「2号に該当」が76件（76.8%）で最も多く、次いで「3号に該当」が53件（53.5%）、「1号に該当」が35件（35.4%）となっている（資料＜統計表＞第30表）。

(8) 調整における打切・取下後の不当労働行為救済申立て

新規係属事件99件のうち、当委員会の調整における打切・取下後に同一事案に係る不当労働行為救済申立てのなされた事件が9件あった。これらの事件の調整における調整内容は、休業手当や降格問題などに係る団交促進であった。

3 審査状況

(1) 審問等実施状況

令和3年の当委員会における審査等の実施状況をみると、「調査」694回、「審問」61回、「和解」8回、「その他（立会団交、事情聴取、打合せ等）」194回となっている。（資料＜統計表＞第33表）。

(2) 当事者の追加

令和3年に、申立書に当初記載されていた者の他に、当事者が追加された事件は2件であった。

(3) 申立の承継

令和3年に、申立人の死亡等により申立てが承継された事件は1件であった。

(4) 公益委員の除斥・忌避

令和3年に、公益委員の忌避の申立てがされた事件は1件であり、忌避の必要はないと判断され、終結した。

(5) 審査の実効確保の措置申立て

ア 申立状況

令和3年には当事者から審査の実効確保の措置申立てが22件あり、うち労働者側からの申立てが20件、使用者側からの申立てが2件であった。

イ 措置

上記申立てについて、令和4年1月末現在、労働委員会規則第40条の定めによる勧告を行ったものが1件、文書による要望を行ったものが4件、口頭による要望を行ったものが7件あった（第2表、資料＜統計表＞第38表）。

第2表 審査の実効確保の措置申立て・措置一覧

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
		措置年月日		措置内容
1	2不116	3.1.4	労	組合員2名に対する懲戒処分 手続きを凍結すること。
2	2不40	3.2.18	労	① 組合、組合役員及び組合員 を誹謗中傷する内容を含む文書 を送付しないこと。 ② 組合役員及び組合員の自宅 に文書を送付しないこと。 ③ 上部団体及びその加盟団体 (いずれも申立外)に対し、組 合、組合役員及び組合員を誹謗 中傷する内容を含む文書を送付 しないこと。
		3.4.12		三者委員は、当事者双方に対 し、要望書を交付した。
3	2不113	3.2.22	労	本案の審査中は、組合員に対 して業務命令及び懲戒処分を発 令しないこと。
		3.3.31		三者委員は、当事者双方に対 し、口頭で要望を行った。
4	3不14	3.3.8	労	3年4月1日付異動を留保す ること。
		3.4.12		三者委員は、当事者双方に対 し、口頭で要望を行った。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
		措置年月日		措置内容
5	2 不52	3. 3. 22	労	X 執行委員長に対する 4 月 1 日付発令の出向命令を撤回すること。
		3. 3. 24		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。
6	3 不28	3. 4. 5	労	本件審査継続中は、申立人支部長に対し発令した令和 3 年 3 月 30 日付人事異動を強行せず、申立人と誠実に協議するよう勧告すること。
		-		4 年 1 月 7 日、本案が終了した（無関与和解）。
7	3 不37	3. 5. 13	労	組合員 X に対する解雇予告通知を撤回すること。
		-		3 年 10 月 21 日、本案が終了した（関与和解）。
8	3 不36	3. 6. 30	労	① 組合員 2 名に対する出向通知書を撤回すること。 ② X 組合員の就労ビザの延長手続きを早急に行うこと。
9	3 不47	3. 7. 5	労	① 人事制度（就業規則及び賃金制度）の全面改定について、一方的に労働基準監督署に提出しないこと。 ② 契約社員に対する個別説明会を開催しないこと。 ③ 本案申立内容に誠実に対応すること。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
		措置年月日		措置内容
10	2 不40	3.7.6	労	<p>① 命令が出るまでの間、組合、組合役員及び組合員を誹謗中傷する内容を含む文書を送付しないこと。</p> <p>② 命令が出るまでの間、組合役員及び組合員の自宅に文書を送付しないこと。</p> <p>③ 命令が出るまでの間、組合役員及び組合員の自宅に、直接訪問して郵便受けに文書を投函しないこと。</p> <p>④ 命令が出るまでの間、上部団体及び上部団体に加盟する労働組合に対して、組合、組合役員を誹謗中傷する内容を含む文書を送付しないこと。</p>
		3.8.27		労働委員会規則第40条にもとづき、被申立人に勧告した。
11	2 不41	3.7.9	労	<p>① 申立人の解雇を撤回し、職場に復職させること。</p> <p>② 申立人が職場に復職できるよう、詳細な労働条件を提示すること。</p> <p>③ 申立人が復職するまでの間の賃金を支払うこと。</p>

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
		措置年月日		措置内容
12	3 不58	3. 8. 13	労	本件の救済命令が出されるまでの間、被申立人は、請負契約の更新を拒否した13名の組合員に対し、令和3年度下半期(3年9月21日から4年3月20日まで)について、元年度下半期と同程度の工事個数を割り当てること。
		3. 1. 31		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。
13	2 不69	3. 8. 17	労	救済命令が出されるまでの間、Z病院の閉院作業を行わないこと。
		3. 9. 30		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。
14	2 不73	3. 8. 18	労	令和3年7月29日付けでZ労働組合と締結した労働協約を破棄すること。
		3. 9. 13		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
		措置年月日		措置内容
15	2 不40 3 不27	3. 9. 17	使	<p>組合は、命令が出るまでの間、自ら又は組合員、支援者等の第三者をして以下①ないし⑤の行為によって会社の業務を妨害し、又はその名誉・信用を毀損する行為をし、若しくはさせてはならない。</p> <p>① 東京都「拡声器による暴騒音の規制に関する条例」第3条の「暴騒音」により、会社に関する街宣活動を行うこと。</p> <p>② 会社について、「労働組合を暴力で弾圧する」、「労働基準監督署の言うことも、裁判所の言うことも聞かない」、「犯罪を犯している会社」、「一般市民の安全を脅かす」という趣旨の文言で演説を行い、シュプレヒコールをすること。</p> <p>③ 会社の役員個人について、侮辱する文言で演説を行い、又はシュプレヒコールをすること。</p> <p>④ 会社の取引先において、取引先に対して会社と取引をやめるよう演説を行い又はシュプレヒコールをすること。</p>

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
		措置年月日		措置内容
				⑤ 令和3年8月17日付「勧告書」による勧告が、会社の行為を不当労働行為であると認定したことに基づくものと情宣活動等を行うこと。
		3.10.7		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。
16	3不64	3.10.18	労	審査継続中は、就業規則の改定及び労働基準監督署への提出を留保すること。
		3.10.27		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。
17	3不75	3.10.18	労	組合員Xに対する解雇通知を撤回し、原職に復帰させ、復職までの間の賃金相当額を、利息を付して支払うこと。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
		措置年月日		措置内容
18	2 不40	3. 11. 22	使	<p>組合は、命令が出るまでの間、自ら又は組合員、支援者等の第三者をして以下①ないし⑤の行為によって会社の業務を妨害し、又はその名誉・信用を毀損する行為をし、若しくはさせてはならない。</p> <p>① 東京都「拡声器による暴騒音の規制に関する条例」第3条の「暴騒音」により、会社に関する街宣活動を行うこと。</p> <p>② 会社が実施している警備業務に問題がないにもかかわらず、あたかも会社が実施している警備業務に問題があり、会社が提供する警備業では施設利用者の安全を守ることができないとの印象を第三者に対して与える演説を行い、又はシュプレヒコールをすること。</p> <p>③ 会社の取引先において、会社との取引をやめるよう演説を行い、又はシュプレヒコールをすること。</p>

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
		措置年月日		措置内容
				④ 令和3年8月17日付「勧告書」による勧告が、会社の行為を不当労働行為であると認定したことに基づくものと情宣活動等をする事。
19	3不12	3.11.29	労	本案(3不12)の都労委命令が発せられるまでの間、労働協約を破棄しないこと。
		3.12.23		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。
20	3不71	3.11.29	労	法人は、組合員Xを令和4年1月24日に定年となって以降も、継続して雇用しなければならない。
21	3不69	3.12.14	労	X組合員の休職期間満了が令和4年2月1日であるところ、同日到来によっても同人を自然退職としないこと。
22	3不58	3.12.24	労	本件の救済命令が出されるまでの間、被申立人らは、請負契約の更新を拒否した13名の組合員に対し、令和4年度(4年3月21日から5年3月20日まで)について、差別のない2019年度と同程度の工事個数を割り当てること。
		4.1.31		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。

(6) 物件提出命令

令和3年に物件提出命令の申立てがされた事件は2件であり、令和3年12月末現在係属中である。

前年から繰り越された事件は2件であり、うち1件は命令の必要がないと判断され終結し、1件は令和3年12月末現在係属中である。

(7) 証人等出頭命令

令和3年に証人等出頭命令の申立てがされた事件は1件であり、令和3年12月末現在係属中である。

(8) 審査の期間の目標達成状況

ア 審査の期間の目標

原則として1年6か月とする（平成20年1月1日から実施。なお、17年1月1日から19年12月31日までは目標期間を2年としていた。）。

イ 目標の達成状況

平成20年1月1日以降の新規申立事件1,530件のうち、令和3年12月末までに終結した事件は1,299件であり、このうち1年6か月以内で終結したものは892件であった。また、終結事件1,299件に係る平均処理日数は440.4日であった（第3・4表）。

第3表 新規申立・終結状況（20年1月1日以降）

	新規申立	終結状況				終結計	未終結	
		取下・和解			命令・決定		うち1年6か月経過	
		取下	和解	計				
件数(件)	1,530	199	829	1028	271	1,299	231	126
平均処理日数(日)	—	338.7	335.4	336.0	836.2	440.4	—	—

第4表 終結事件の処理日数別内訳

	取下・和解			命令・決定	終結計
	取下	和解	計		
6か月以内	79	299	378	0	378
6か月超～1年以内	45	251	296	8	304
1年超～1年6か月以内	41	134	175	35	210
1年6か月以内計	165	684	849	43	892
1年6か月超	34	145	179	228	407

《参考》 審査の期間の目標を2年としていた時期の新規申立事件の処理状況(17年1月1日から19年12月末までの新規申立て)

審査の期間の目標を2年としていた時期(17年1月1日(改正労働組合法施行日)から19年12月末まで)の新規申立事件の処理状況は、以下のとおりである。

この間の新規申立事件304件のうち、令和3年12月末までに終結した事件は271件であり、このうち2年以内で終結したものは207件であった。また、終結事件271件に係る平均処理日数は528.6日であった。

(参考-1表) 新規申立・終結状況

	新規申立	終結状況				終結計	未終結
		取下・和解			命令・決定		
		取下	和解	計			
件数(件)	304	29	183	212	59	271	33
平均処理日数(日)	—	359.0	468.0	453.1	800.0	528.6	—

(参考-2表) 終結事件の処理日数別内訳

	取下・和解			命令・決定	終結計
	取下	和解	計		
6か月以内	13	38	51	0	51
6か月超～1年以内	8	51	59	6	65
1年超～1年6か月以内	2	46	48	9	57
1年6か月越～2年以内	2	20	22	12	34
2年以内計	25	155	180	27	207
2年超	4	28	32	32	64

イ 所要日数の平均・最短・最長

終結までに要した日数の平均・最短・最長は第6表に示すとおりである。令和3年の終結事件に係る平均所要日数は、496.7日となっている。

第6表 終結事件所要日数平均・最短・最長

終結 区分	所要 日数	平均	最短	最長	件数
総数		496.7	22	1,444	91
全部救済		845.2	577	1,088	9
一部救済		815.8	556	1,241	5
棄却		999.0	725	1,444	8
関与和解		397.1	86	1,322	38
無関与和解		315.5	22	1,366	12
取下		349.7	25	863	19

5 不服申立ての状況

令和3年中に当委員会が発した命令・決定書数は24本であった。なお、命令・決定による終結事件数は22件である。

これに対して、再審査あるいは行政訴訟が提起されたものは令和4年1月末現在19本となっており、命令・決定に対する不服申立率は79.2%であった（第7・8表）。

第7表 命令・決定の不服申立状況

区 分	本 数
命 令 ・ 決 定 書	24
不服申立数	19
再審査申立て	18
労働者側	7
使用者側	9
双方	2
行政訴訟提起	1
労働者側	0
使用者側	1
不服申立率	79.2

(注) 不服申立率 = (再審査申立て又は行政訴訟提起があった命令・決定書の本数) ÷ (命令・決定書総本数)